

対日講和とアメリカの「太平洋協定」構想

—— 国務省における安全保障取極め構想、一九四九—五一年 ——

浜 井 和 史

【要約】 対日講和を機に米国務省内では、ハワードやダレスによって「太平洋協定」構想が考案された。それはアジア太平洋地域における包括的な安全保障枠組みの構築を追求するものであったが、「太平洋版NATO」の役割を期待するアジア太平洋諸国の関心とは異なり、講和を急ぐ国務省は、講和後の米軍駐留や日本再軍備など軍部が求める安全保障上の要請を満たし、同時に「寛大な講和」を早期に実現する「装置」として「太平洋協定」を立案した。その意味で米国の関心は当初より限定的であり、集団防衛体制の構築という観点は実際には二義的なものに過ぎなかった。したがって、一九五一年初頭の東京会談において、集団防衛として実質的に満足すべき合意が日米二国間でもたらされると、米国はその後の講和交渉において、包括的な「太平洋協定」を実現するという所期の構想に固執する必要を失い、その結果、日米、ANZUS、米比というそれぞれ性格の異なる個別的な安全保障取極めが締結されることになった。

史料 八七巻一号 二〇〇四年一月

はじめに

対日講和の文脈で米国務省内に浮上した「太平洋協定」構想は、米国がアジア太平洋地域における包括的な安全保障枠組みを形成する可能性を追求した初めての試みであった。米ソ対立により国連が本来想定した普遍的な集団安全保障体制が機能不全に陥る一方、国連憲章第五条に基づく地域的な集団防衛体制への関心が高まる状況において、アジア太平洋

諸国にとって「太平洋協定」構想は、「太平洋版NATO」としての役割を期待させるものであった。しかし米国にとってこの構想は、あくまで講和に伴う安全保障問題の解決という文脈で立案されたものであり、その意味で「太平洋協定」に対する米国の関心は当初より限定的なものであった。本稿は、これまで必ずしも十分に明らかにされてこなかった米国の「太平洋協定」構想を中心に、この構想が実質的に後退する一九五一年一月から二月にかけての東京会談までに国務省が考案した安全保障取極め構想の全容を解明する。

四九年秋に本格化した講和検討作業において、米国にとって最大の関心事は、日本の西側志向を確実にすると同時に、講和後の太平洋地域における安全保障をいかに確保するかという点にあった。その際、講和の早期実現を望んだ国務省は、軍部が主張する軍事的要件を満たし、かつ政治的観点から日本や友好国にとって受け入れ可能な満足すべき安全保障取極めを立案する必要に迫られた。日本を構成国として含む米国の「太平洋協定」構想は、そうした文脈から常に対日講和と一体化した方策として考案されたものであった。

従来の研究において「太平洋協定」は、主にANZUS・米比条約の起源という観点から、アジア太平洋諸国が提唱する地域的安全保障構想と、それをめぐる米国の対応を中心に論じられてきた^①。他方で、米国の「太平洋協定」構想の立案過程に焦点を当てた先行研究は多いとはいえず、とりわけそれが常に日本を構成国に含むものとして構想された意義についての考察を欠いていた^②。国務省の構想が十分に解明されてこなかった理由としては、第一に講和交渉を通して国務省の「太平洋協定」案は一度も公式には提示されなかったこと、そして第二に「太平洋協定」と一括して呼称された構想が、それを提唱する主体や時期によって異なる役割を持つものとして立案されたにもかかわらず、それらを厳密に区別して分析してこなかった点が挙げられる^③。

そこで本稿は、米国の「太平洋協定」構想を対日講和の文脈に位置づけ、国務省の安全保障取極め構想の全体像を明らかにすることを第一の課題とする。そのうえで、東京会談において安全保障枠組みが再構築される過程を詳らかにし、日

米間の合意には日本側の提案が重要な役割を果たしたことを指摘したい。そしてこれらの検討を通して、対日講和を機に浮上した「太平洋協定」の有した意義を考察することが、本稿の目的である。

① ANZUS条約成立の観点からアジア太平洋諸国が提唱する「太平洋協定」構想を検討したものは、McIntyre, W. David, *Background to the ANZUS Pact: Policy-Making, Strategy, and Diplomacy, 1945-1955* (Christchurch, NZ, 1995) が最も詳細な研究である。「太平洋協定」

(Mabon, David W., "Evasive Agreements: The Pacific Pact Proposals of 1949-1951," *Pacific Historical Review*, 57-2, 1988)。

をめぐるアジア太平洋諸国と米国の関係については、中西寛「戦後アジア・太平洋の安全保障枠組みの模索と日本——一九四九—五一年——」(『近代日本研究』第一六号、一九九四年)。フィリピンの構想に焦点を当てたものとして、伊藤祐子「『太平洋条約』構想の変容——アジア太平洋地域安保統合への動きとフィリピン・イニシアチブ——一九四九—一九五一年」(『国際関係紀要』(亜細亜大学) 第一〇巻第三号)。

③ 菅英輝は「日本再軍備問題を米国のアジア太平洋地域の集団安全保障構想との関連で分析する視点を提示し、その枠組みで『太平洋協定』を論じているが、本稿は国務省の意図をより明確に捉えることを試みる(『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』ミネルヴァ書房、一九九二年)。対日講和の文脈で『太平洋協定』に触れたものとしては、細谷千博「サンフランシスコ講和への道」(中央公論社、一九八四年)、宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」(渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、一九八六年)、木畑洋一「帝国のたそがれ——冷戦下のイギリスとアジア」(東京大学出版会、一九九六年)。

第一章 「太平洋協定」構想の原型と変質

第一節 「太平洋協定」構想浮上の背景——「軍事的要件」をめぐる問題——

一九四九年九月の米英外相会談で対日講和の実現に向けた合意がなされたことを受けて、国務省は本格的な平和条約の立案作業を開始した。^①この時点で米国内では、対日政策の主要な目的が「日本をソ連に渡さない」「日本の西側志向の確保」の二点にあることで一致していた。しかし講和方針については、政治的観点から早期講和を求める国務省と、占領体制の継続を望み講和を時期尚早とする軍部との間に大きな隔たりがあった。

軍部の時期尚早論に反駁し、国務省の講和方針を明確にした国家安全保障会議 (National Security Council: NSC) 文書 NSC 四九 / 一 (一〇月四日付) は、「日本における米国の不可欠な軍事的要件が、条約かあるいは同時に締結される他の取極めによって確保されるならば、占領体制の継続よりも講和を促進する方が日本に関する我々の目標を達成し安くなるだろう」との立場を確認し、国務省は軍部に対して講和交渉を進めるにあたって「不可欠な安全保障上の要件」を提出するよう求めた^②。その際、特に明確にすべき点として質したのは、講和後の日本本土における米軍駐留と再軍備に関する軍部の立場であった^③。そして軍部からの回答を待つ間、国務省は包括的な平和条約草案の改訂作業から安全保障条項を取り出し、これらの問題について独自に研究を進めることになった。

国務省で安全保障条項の研究を担当したのは、戦後、主に国務省の法律顧問として政策立案に関わり、アチソン (Dean Acheson) 国務長官の特別補佐官の任に就いていたジョン・ハワード (John B. Howard) であった^④。彼がまず「最も直接的且つ差し迫った問題」として取り組んだ課題は、日本再軍備に関する国務省の立場を固めることであった^⑤。

再軍備問題に関して国務省は、治安目的の警察力を整備する必要を認めるとともに、将来的な日本の自衛力強化を求め、統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff: JCS) の主張に理解を示していた。しかし本格的な再軍備を開始するタイミングをめぐっては国務省内でも方針が固まっておらず、この点に関してハワードが「促進論」と「慎重論」の双方の観点から再検討した結果、アチソンに提出するために準備された文書 (二月一五日付) は、慎重論に基づき「平和条約で日本再軍備を認めることは望ましくない」と結論づけた^⑥。

国務省が再軍備問題を講和後の協議事項として先送りする決断を下した背景には、五〇年一月に予定された英連邦首脳会議までに、英国に具体的な講和構想を提出する必要から、米政府内の講和方針の策定を急務としたことがあった。そのため軍部との合意が急がれたが、軍部には再軍備規定を条約内に盛り込むよう主張する勢力が存在していた。しかし国務省は、占領政策と矛盾し、対外的にも正当性を確保しにくい再軍備条項を平和条約に挿入することは、講和を遅延さ

せる要因になると判断した。また、米軍が継続的に日本に駐留するならば、対ソ軍事戦略的にも再軍備を急ぐ必要がないと分析した。したがって国務省は、米国が確保すべき「軍事的要件」を日本本土における米軍の継続的駐留に絞ることで軍部との合意を図り、政府内の講和態勢を整えることを狙ったのである。^⑦

とはいえ、日本本土の基地を講和後も保持することについては、国務省は当初から積極的であつたわけではない。少なくとも一九四九年春までの国務省においては、日本の安全保障は「日本本土以外の基地によって確保される」との認識が一般的であつた。これは四八年三月に訪日したケナン（George F. Kennan）にマッカーサー（Douglas MacArthur）が語つた戦略——琉球諸島の米海空軍力によって日本防衛は可能——に基づいたものであつた。したがって、琉球諸島を長期的に確保したうえで、「将来的な日本本土の基地使用に関しては、軍事専門家の判断が待たれる」というのが当初の国務省の立場であつた。^⑧

その後、「日本本土に基地を持つことができないならば、琉球諸島の基地は太平洋やその周辺の他の米軍基地と同様、われわれの本質的な必要を満たさない」との軍部の方針が伝えられたのに加え、四九年半ば以降はマッカーサーも講和後の限定的な米軍の日本駐留を認める立場に転じた。さらに米国世論も米軍の継続的駐留に好意的であつたことを背景として、国務省は四九年一〇月の段階において講和後も日本に米軍を維持することに同意を示した。^⑨

ただし、平和条約において達成すべきはあくまで「占領の終結」であるとの見地から国務省は、駐留期間を限定的なものとして米軍撤退の道筋をつけ、それ以降については「満足すべき安全保障取極め」によって考慮すべきとの立場をとつていた。国務省は長引く占領によって日本人は苛立っていると観察しており、基地の存続が日本人の対米感情の悪化を招き、講和の最大目的である日本の西側志向が脅かされることを懸念していた。したがって講和後も日本本土に基地を保持するにせよ、駐留の期間や配置、規模を明確にする必要があり、これらの点に関して軍部と更なる協議を要すると見なされたのである。^⑩

しかし、講和促進に反対する軍部の姿勢は変わらなかった。英連邦首脳会議の開催が差し迫った一二月二三日、軍部は講和を時期尚早とする立場を再確認した回答文書を國務省に提出した。^⑩これに対して講和を急ぐ國務省は、トルーマンの支持を背景に、ソ連の除外を視野に入れ、同時に軍事的要件を満たす講和方式を独自に模索することとなった。

國務省が求めていた「不可欠の軍事的要件」に関して軍部の回答文書は、「最低限の」要件として日本本土における現状規模の米軍基地の確保を挙げていた。一方、日本再軍備に関してブラッドレー (Omar N. Bradley) JCS 議長は、アチソンとの会談の際に、将来的な再軍備の必要性を指摘しつつも、「現時点において日本に再軍備を許すことは適切ではない」との國務省の主張に同意した。^⑪これら軍部の見解を勘案して、四九年末から五〇年春にかけての講和方式をめぐる國務省内の議論は、日本本土における米軍駐留権をいかなる方式で確保するかという点に集中した。

この点に関してすでに軍部やマッカーサー、そして英国は、平和条約と同時に日米二国間協定を締結することで基地権利を確保する方式を國務省に提示していた。ハワードも当初この方式を念頭に検討を進めていたが、四九年末までに國務省はこれに消極的な姿勢に転じた。というのも、基地協定を締結する場合、不安定な極東情勢に鑑みて米軍駐留の期間や規模を最大限に見積もらねばならず、そうしたあからさまな米国の軍事的関与は日本や極東諸国に憂慮すべき心理的悪影響をもたらしかねない^⑫とみなされたのである。こうした現地のナシヨナリズムに配慮する國務省の姿勢は、四九年一二月末に策定された包括的な対アジア政策文書 (NSC 四八/二) の方針にも合致するものであった。^⑬

基地協定方式に代わって採るべき國務省の方針は、五〇年一月一八日に、アチソン、ラスク (Oscar R. Sisk) 國務副次官、バターワース (W. Walton Butterworth) 極東担当國務次官補、ハワードらが出席した会議で検討された。会議用にハワードが準備した資料は、「安全保障事項に関して占領期の取極めを継続したまま日本と政治的経済的關係を回復する協定」と「米国あるいは西側連合国の基地存続を認める平和条約」という二つの選択肢を比較検討し、将来の好ましい情勢のもとで恒久的な安全保障取極めを進展させる可能性を残すという点で、政策の柔軟性を確保しうる前者の方がより米国の利

益を導くと結論づけた。^⑮ 後者の選択肢が望ましくない理由としては、基地協定方式における批判と同様に心理的要素が重視され、特に米国の長期にわたる軍事コミットに対する共産主義陣営からのプロパガンダ攻撃を受けて日本政府が困難な立場に置かれることなどが挙げられた。

しかし、一月一八日の会議では第一の選択肢も強い反対を受けることになった。この方式は対ソ関係の観点から講和後の米軍の法的地位について懸念を示していた軍部に配慮して考案されたものであったが、占領体制の存続は軍部の不満を實質的に解消する一方で、たとえ任務を安全保障の領域に限定するにせよ、本格的な講和を望む日本人を失望させ、また同盟国にも米国の講和方針に疑念を抱かせるなどの明白な欠点が認められた。^⑯

ハワードの「太平洋協定」構想は、以上のような日本本土における基地権利の確保という「軍事的要件」を満たす講和方式に関する国務省内の行き詰まりを背景に、それを打開する方策として考案された。すなわち、これまでに挙げられた選択肢の代替案として、本格的な講和の実現を前提に、あからさまな基地協定的性格が薄く、かつ平和条約とは別途の取極めによって、講和後の米軍駐留を国際的に正当化する方式が考慮されたのである。

第二節 ハワード構想の原型と修正

「太平洋協定」という発想自体は、すでに四九年春以降、「太平洋版NATO」構想としてしばしばアジア太平洋地域の諸国よって提唱されていた。これに対して国務省は、協定から除外された地域にもたらす心理的悪影響などを懸念し、一貫して消極的な姿勢を示していた。その一方で、米国が何らかの安全保障取極めによって西太平洋地域の安全に責任を負う意志を示せば、米国の望む「寛大な講和」を支持する可能性があるとして、「太平洋協定」問題を対日講和の文脈から考慮する必要が認識されていた。^⑰

ハワード自身は、四九年一〇月の段階で、「日本の要請により、米国が限定的な軍隊の維持を引き受ける」ことを目的

とした「地域防衛取極めは国連憲章において認められている」との結論を導いていた。その後も彼が、占領終結後、米軍撤退を考慮する際に望まれる取極めとして「最も可能性がありそう」だと考えていたのは、安全保障を目的とする「太平洋地域取極め (Pacific regional arrangement)」を発展させるという方式であった。またNSC四八／二において、共産主義の浸透に対抗するための「国連憲章第五条の規定に合致した」何らかの安全保障取極めの可能性について検討する必要が指摘されるなど、米国内でもアジア太平洋地域における集団防衛体制への関心は高まりつつあった。したがって、一月一八日の会議を受けてラスクが、講和と同時に安全保障問題を直接解決するような最も望ましい取極めを考慮するよう提案した際に、ハワードが国際的な支持を得やすい国連憲章に依拠した地域取極め方式を採用したのは必然性を伴うものであった。^⑩

ハワードは一月下旬から新たな安全保障方式の検討作業を開始した。その際にハワードは、最低限の軍事的要件として「沖縄と恐らくは日本本土の米軍基地の確保」を設定し、「日本の脅威」と「共産主義の脅威」の両側面に対処する相互補完的な性格の取極めが必要であると考えていた。そしてこれらを満たすものとして二月一日付の草案を作成し、具体的な講和方式として二つの選択肢を挙げて比較検討した。第一の選択肢は「地域的安全保障取極めと平和条約」であり、第二は「平和条約と日本中立化」である。^⑪

第一の選択肢に関しては、まず平和条約によって占領の終結をもたらし、日本の非武装化の継続を規定する。ただし、五年ごともしくはFEC諸国及び日本の要請があればいつでも安全保障条項の見直しが可能であるとし、これにより将来的な再軍備への道を拓くものとした。平和条約と同時に成立する「地域的安全保障取極め」は、構成国として、米国、カナダ、日本、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドを想定し、それら「構成国の領土保全、政治的独立、安全保障に対するいかなる試みもすべての構成国に対する侵略行為と見なす」という規定を含んだ点で、北大西洋条約第五条の規定と同様の「集団防衛」的性格を有するものであった。構成国の役割としては、「自助及び相互援助」の原則からそ

それぞれ協力を要請し、特に日本に関しては、補足協定における共同防衛基地の提供とともに、米国による継続的な沖縄の領有を挙げていた。

他方、第二の選択肢である「日本中立化」は、日本の中立を大國が尊重することで維持し、中立化実現のために米國が沖縄を保持するとした。この構想は、講和問題が浮上して以来、マッカーサーがしばしば主張してきたものを意識して検討されたと考えられる。

これら二つの選択肢を示したうえで、ハワードは、共產主義勢力に対する実効的な抑止力として、前者の「地域的安全保障取極め」方式により高い評価を与えた。この文書は、ラスクが出席した二月七日の会議における検討を経て修正され、ラスクからアチソンに送付された二月一〇日案において前者方式を採用すべきことが勧告されることになる。^{②③}

その間の主な修正は次の二点であった。第一は、二月一日案の第一の選択肢（選択肢Ⅰ）に、「占領終結後、すぐには基地が軍事的に不可欠でない場合」という選択肢（選択肢Ⅱ）が加えられた点である。この修正には、軍事的要求を最大限に見積もる傾向にある軍部に対して、國務省は「健全な疑い」をもってその必要性を検討すべきであるとの考慮があった。また、この時期ブラッドレーらが訪日しており、その帰国報告が提出されるまで基地問題に対する國務省の方針に柔軟性を持たせる必要もあった。^{②④}

第二の修正点として、二月一日案では取極め自体に規定していた構成国の軍事義務を、それぞれ特別協定によって定めるという選択肢が「選択肢Ⅰ」に加えられた（Variation 2）。この協定により各国は、軍隊や施設の利用、領土通過権などを含めた義務を引き受けるとされ、日本の基地使用に関する補足協定もその一環として位置づけられた。

ハワードの「太平洋協定」案にアチソンは好意的な反応を見せ、トルーマンもまたこれを「有望である」と評価し、國家安全保障会議用の文書を作成するように指示した。^{②⑤}

講和方式の検討と並行してハワードは、地域取極めと日本國憲法との整合性についても検討していた。二月中旬に開催

されたバンコク会議では、軍事的制裁を含むいかなる取極めも憲法に抵触するとして、日本の参加は否定的に論じられていた。しかしハワードは、制憲当時とは情勢が変化しており、また「軍事制裁」の義務は「それぞれの能力にしたがつて」果たされるべきものであるとの観点から、「通行権を含むあらゆる援助及び施設」の提供により協力関係の構築は可能であると結論づけた。^{②③}

この国務省の条約構想に対して軍部は、国務省を「条約狂」と非難するとともに、基地権利に関する交渉を講和成立後に持ち越そうとする国務省の姿勢を厳しく批判し、国務省と軍部との溝はさらに深まることになった。^{②④} これを受けてハワードは、基地の獲得を不可欠な要件とする軍部に配慮して、さらに修正を加えた三月九日付の草案を作成した。ここで二月一〇日案の「選択肢Ⅰ」及び「Variation 2」が採用され、「平和条約—安全保障取極め—特別協定」という方式が固まった。^{②⑤}

ここまでのハワード構想にみられる特徴は、共産主義及び日本軍国主義の復活という二重の脅威主体を想定しながらも協定自体にはそれを明記せず、「いかなる武装攻撃もすべての構成国に対する侵略行為とみなす」というNATO型の「集団防衛の論理」を採用した点にあった。これにより、国連憲章に基づく相互安全保障の枠組みを構築し、国際的正当性を確保することで、この取極めのもとの継続的な米軍駐留に対する日本人の反感を軽減しようと考えられた。同時にハワードはこの協定案が持つ利点として、「非懲罰的な対日平和条約の署名を促進させ、日本による侵略に対する保障を与えるのに役立つ」ことを挙げた。また、日本の基地に関する協定に関しては五年間の年限を設け、その後の延長には日本もしくは構成国の多数が同意を必要とすること、日米二国間よりも多国間協定とすべきこと、米国の指揮のもとでオーストラリアの軍隊も日本に留まり続けるよう説得すべきことなどが提案されたことは、日本人感情への配慮を示すものであった。^{②⑥}

しかしながら、「太平洋協定」構想の原型というべき初期のハワード案は、軍部のみならず国務省内においても様々な

批判を受け、更なる修正を余儀なくされた。極東視察から帰国したバターワースはアジア地域に「集団防衛」体制を築くことに慎重な姿勢を示し、また国連局や欧州局からも、(一) 英仏の除外による両国との関係悪化の可能性、(二) 北大西洋条約の中東版である「中東協定」実現への圧力増加、(三) 除外された東南アジア地域に対する心理的悪影響という点が主な批判として挙げられた。

これらの批判を克服するため、ハワードは三月三〇日に新たな修正案を作成した^⑦。この三月三〇日案でハワードは、日本防衛と他の相互防衛を区別し、日本防衛を明確に規定する一方で、その他の相互防衛に関しては、有事の際に各構成国が「協議」してそれぞれの対応を決定するとして防衛義務を課さない方式を採用した。すなわち、「集団防衛」の論理を弱め、北大西洋条約との性格の違いを際立たせることで、バターワースの懸念を払拭するとともに、中東協定への圧力にも反論しようとハワードは考えたのである。また、協定から除外される地域については、韓国及びその他の東南アジア諸国は日本防衛の手段を有さないこと、インド・パキスタンは太平洋国家ではないことを挙げて正当化されうるとし、最も批判が集中した英仏の除外に関しては、アジア地域における両国の植民地の防衛義務を負わされないならば参加可能であるとして妥協の道を拓いた。

以上のように、五〇年二月から三月にかけて作成されたハワードの「太平洋協定」案は、様々な修正を加えながらも、米国の軍事的要件に正当性を与え講和の促進剤とすることを主眼とすると同時に、なおその枠組みにおいてアジア太平洋諸国が提唱してきた「太平洋版NATO」構想にも接点を持つ「新しいアプローチ」として考案された。しかし、四月以降、構想の性格が大きく変質することになる。

第三節 「日本をめぐる二重保障」協定案へ

四月七日、國務長官顧問に就任が決まったダレス (John F. Dulles) に対して対日講和に関するブリーフィングが行なわ

れた。その際、ハワードは安全保障取極めの粗案を提示したが、その内容は「太平洋協定」のコンセプトに重要な変更を施したものであった。^⑧

これまでハワードは、北大西洋条約よりは緩やかだが、アジア太平洋地域における相互安全保障の役割を担うものとして「太平洋協定」を立案してきた。しかし、ダレスに提示した粗案は、一方で「日本防衛」を掲げ、他方で「日本による構成国への攻撃を他のすべての構成国に対する攻撃とみな〔す〕」と明記して、構成国の相互援助規定を「日本による侵略」の場合に限定していた。すなわち、ここに至って「太平洋協定」は、「日本防衛」及び「対日防衛」を目的とした、「日本をめぐる二重保障」協定へと焦点が絞られることになったのである。このことは、米国の考える「太平洋協定」が、いわゆる「太平洋版NATO」構想とは明確に一線を画するものへと変質したことを意味している。

ハワード構想に変質をもたらした直接の要因は、欧州局のトンブソン (Jewellyn E. Thompson) の提案であった。^⑨ トンブソンは、ハワード案を批判する議論で、「第一に日本防衛を、第二に日本による攻撃に対する相互防衛を規定し、韓国や東南アジアを含む協定」について考慮することを促した。この提案に対しては、極東局において「日本に対する防衛機構を設立することを意味し、日本人を失望させる」「日本の共産主義に対する抵抗力を弱める」といった批判が生じた。^⑩ ハワードもまた、同様の懸念に加えて、軍部がアジア大陸へのコミットに乗り気でないことを挙げて難色を示した。しかし、三月三〇日案が各局からの批判に充分に応えるものではないことを認識していたハワードは、トンブソンの提案に基づく試案を作成し、これをダレスに提示したのである。

それに対しダレスは、まず「太平洋版NATO」構想に対しては「重大な疑義」を投げかけた。もともとダレスは国連憲章第五条に基づく「集団防衛」体制について、国際連合の柔軟性を示すものと評価する一方で、「米国が世界地図の上に画然たる一線を引き」「その線以外の自由諸国民に対しては、米国が彼等を放棄し、政府として関心を持たないという印象を与えて失望せしめることになるかも知れない」との懸念を抱いていた。^⑪ したがってハワードらに対しても、アジ

ア地域において米国のイニシアティブによる「集団防衛」体制を構築することは避けられた方が「賢明」であり、日本との間に「兄弟関係（Brotherhood）」を持つことに關しても議会は気乗りしないだろうとの立場をとった。^②

その一方でダレスは、ハワードが提出した「日本をめぐる二重保障」案に対しては「即座に」好意的な反応を見せて、國務省の方針が「正しい軌道にある」とコメントした。もちろんこのことは、必ずしもダレスが「日本をめぐる二重保障」協定案を最善のものとして積極的に評価していたことを意味するものではなく、むしろ國務省内で「太平洋版NATO」構想が具体化しつつあったことに対する反発であったといえよう。しかし、ここでダレスが限定的な「二重保障」案に賛意を示したことにより、以後ハワードはこの線に沿って具体的な協定案を作成し、それが四月一九日案として結実する。同案は、構成国を極東委員会諸国へと拡大させることで、「日本をめぐる二重保障」を目的とした「多国間」協定という性格をより鮮明にした。日本本土における基地に關しては、この時期、日本の世論が基地存続に反発しているとの報告が相次いで國務省に伝えられたことを反映して、米軍駐留が米国の軍事的要件として決定された場合に限り、日本国憲法第九条との関係を明確にしたうえで、構成国（主に米国）が日本の「施設」利用のための取極めを別途に締結することを可能とする規定を設けることとし、日本への配慮を示した。^③

このようにハワードの「太平洋協定」構想は、立案の過程でその性格が変質し、「日本をめぐる二重保障」に焦点を絞ることで、対日講和を急ぐ國務省において講和と一体化した現実的な方策として固まりつつあったと評価できる。その際に中心的課題とされたのが、講和後における米軍駐留の国際的正当性を確保することであったが、軍部との合意がなされない状況においては、政治的配慮から常に「日本本土に基地を確保しない場合」についても考慮された。しかし次章で見られるように、ダレスが独自の安全保障構想に基いて講和検討作業を開始し、そしてマッカーサーから「軍事的要件」をめぐらる問題を解決する提案が与えられたことにより、ハワードの構想はその意義を失い、姿を消すことになる。

- ① 対日講和及び日米安保条約の成立をめぐる先行研究で本稿の関心は
 関連するものとして Schonberger, Howard B., *Aftermath of war: Americans and the remaking of Japan, 1945-1952*. (Kent, 1989) ' 堀山義正『日米安保条約』上巻 (有斐閣 一九九二年) ' 五十嵐正十『戦後日米関係の形成——講和・安保と冷戦後の視座から』(福談社学術文庫 一九九五年) ' 中西寛『中田・トランス会議再考——米完の安全保障対話』京都大学法学会『法学論叢』第一四〇巻一—二号 (一九九六年一月) ' 坂元一哉『日米同盟の維——安保条約と相互非核武装』(有斐閣 二〇〇〇年)
- ② "Department of State Comments on NSC 49" (NSC49/1), Sep 30, 1949 in *Foreign Relations of the United States* (以下 FRUS), 1949, VII (2), pp. 871-873; Webb to Johnson, Oct 3, 1949, *ibid.*, p. 860in
- ③ Memo handed by Butterworth to Voorhees, Oct 7, 1949, Records of the Office of Northeast Asia Affairs, Relating to the Treaty of Peace with Japan—Subject File, 1945-51, YF-A10, R02, 2 (4), 0398-0404 (『国務省対日講和関係文書』国立国会図書館蔵政経課所蔵) 以下『講義記事・ロール・ホックス・ロバート』(略記)
- ④ Under Secretary's Meeting, Oct 17, 1949 in Makoto Iokibe (ed.), *The Occupation of Japan, Part 2: U.S. and Allied Policy, 1945-1952*, microfiche 5-D-1
- ⑤ Howard to Jessup, Nov 10, 1949, YF-A10, R02, 2 (4), 0343-0345
- ⑥ "Reactivation of Japanese Armed Forces: Position of Department of State on Reactivation of Japanese Armed Forces," Nov 15, 1949, Confidential U.S. State Department Special Files, Japan, 1947-1956, Lot54D423, Box:8, Reel. 8, No. 00901-00906 (以下
- ロバート・ホックス・リール・ロバート』(略記))
- ⑦ *Ibid.*
- ⑧ Bishop to Butterworth, April 1, 1949, FRUS, 1949, VII (2), p. 695
- ⑨ "Report by the Joint Chiefs of Staff" (NSC49), June 9, 1949, *ibid.*, pp. 773-777; Memo of Conversation by Sebald, Sep 21, 1949, *ibid.*, pp. 862-864; ロンチャー・ホックス・トランスリヤ海軍と空軍——日本の統合』(『フロンティア』第七八号 一九八三年九月) 五六一—五七頁
- ⑩ Memo handed by Butterworth to Voorhees, Oct 7, 1949
- ⑪ Johnson to Acheson, Dec 23, 1949, FRUS, 1949, VII (2), pp. 922-923
- ⑫ Memo of Conversation by Hamilton, Dec 24, 1949, *ibid.*, p. 926
- ⑬ NSC49; Memo of Conversation by Sebald, Sep 21; Memo of Conversation by Green, Sep 9, 1949, *ibid.*, p. 854; Informal Memo of the Secretary of State to the British Ambassador, Dec 24, 1949, *ibid.*, p. 928
- ⑭ "The Position of the United States with respect to Asia" (NSC48/2), Dec 30, 1949, FRUS, 1949, VII (2), pp. 1215-1220
- ⑮ Butterworth to Acheson, Jan 18, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1117-1129, Tab A and Tab B
- ⑯ *Ibid.*
- ⑰ Memo by Green, July 29, 1949, FRUS, 1949, VII (2), p. 824; Butterworth to Acheson, Nov 18, 1949, *ibid.*, pp. 901-902; トント大平洋艦隊の再編『大平洋艦隊』講義の経緯と今後の動向』(以下『戦後トント・大平洋の安全保障政策の歴史』(日本) 七六一—七三頁) McIntyre, *op. cit.*, pp. 244-268

- ②⑨ Howard to Fisher, Oct 26, 1949, YF-A10, R02, 2 (4), 0379-0389; Tab B, Jan 18, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1125-1126; NSC48/2
- ③⑩ Howard to Rusk, Feb 1, 1950, Records of U.S. Department of State relating to the Internal Affairs of Japan, 1950-1954 (「スレー・IAJ」), 794.5/2-150
- ③⑪ Rusk to Acheson, Feb 10, 1950, IAJ, 794.5/2-1050
- ③⑫ Howard to Fearey, Feb 8, 1950, IAJ, 794.5/2-850
- ③⑬ FRUS, 1950, VI, p. 1139fn
- ③⑭ “Effect of Japan’s Renunciation of War on Japanese Contribution to Military Sanctions” by Howard, March 3, 1950, Lot54D423, Box 3, Reel 3, No. 348-353
- ③⑮ Poole, Walter S., *The History of the Joint Chiefs of Staff, Vol. 4, The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1950-1952* (Wilmington, 1980), p. 439
- ③⑯ Howard to Buterworth, March 9, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1138-1149
- ③⑰ *Ibid.*
- ③⑱ “Refinement of Pacific Pact Proposal,” March 30, 1950, YF-A10, R02, 2 (5), 0604-0605
- ③⑲ Draft Shown to Dulles, April 7, 1950, YF-A10, R02, 2 (5), 0595-0596
- ③⑳ Howard to Bohlen, March 31, 1950, FRUS, VI, pp. 1157-1160
- ③㉑ Fearey to Allison, April 3, 1950, YF-A10, R02, 2 (6), 0719
- ③㉒ シモン・ノクスター・タレス『戦争か平和か』（河出書房、一九五〇年）二二三―二六六―二七〇頁
- ③㉓ Memo of Conversation by Howard, April 7, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1161-1166
- ③㉔ “Agreement on Security with respect to Japan,” April 19, 1950, *ibid.*, pp. 1172-1173; ㉔の時期の基地問題や安全保障議論及び日本への関係は Robert D. Eldridge and Ayako Kusunoki, “To Base or Not to Base? Yoshida Shigeru, the 1950 Ikedo Mission, and Post-Treaty Japanese Security Conceptions,” *Kobe University Law Review*, 33, 1999, ㉔註13。

第二章 NSC6〇／＼の論理とダレスの「太平洋協定」構想

第一節 ダレスの「集団安全保障」構想と基地問題

一九五〇年五月一八日、ダレスが対日講和担当の任に就いたことを受けて、平和条約草案作成のための作業チームが再編された^①。ハワードは引き続き安全保障問題を担当したが、以後、条約案起草のイニシアティブはダレスの補佐に任せられたアリソン (John M. Allison) 北東アジア課長に移ることになる。この新たな体制のもとでダレスは対日講和政策の検

討に着手し、「六月六日付文書」がアチソンに提出された。^②

それに先立ちアチソンが起草した五月二五日付の草案は、安全保障に関して、平和条約と同時に締結される安全保障取極めとして「日本をめぐる二重保障」協定を想定していた。すなわち立案当初においては、ハワードの研究に基づいて検討されていたといえる。^③

しかしダレスは、安全保障方式に関する考えを記した六月一日付の覚書を自ら作成した。その内容は、日本が国連憲章第二条に規定された国際平和に関する義務を引き受け、平和条約の参加国がそれに見合う恩恵を日本に与えるというものであった。^④日本の安全を国連本来の機能である「集団安全保障」体制の枠組みで保障するという論理は、「システムの完全保障」を重視するダレス特有の発想によるものであり、その意味でダレスの登場は、国務省の対日安全保障構想に変化をもたらす大きな要因であったといえる。^⑤その後の修正案（六月五日付）では、このダレスの覚書が「日本をめぐる二重保障」協定に関する規定に取って代わるかたちで組み込まれ、「六月六日付文書」に継承された。^⑥

米国の軍事的要件を満たすことを第一の目的として考案されたハワードの協定案が撤回されたことにより、基地問題は流動的となった。この点に関してダレスは、四月七日のブリーフィングの席で「専門的で軍事的な問題」であると述べて言質を与えなかったが、広範囲にわたって基地が設置されることの重要性に理解を示すとともに、英国の例を挙げて「日本から米国に対して基地を設置するよう要請されなければならない」と述べていた。しかし「六月六日付文書」では、軍部による更なる検討を要するとして基地問題を棚上げにしており、あくまで占領の終結と占領軍の撤退に重点をおいていた。アチソンはこの文書をマッカーサーに送付する際に、条約の批准から三年以内に占領軍を撤退させ、それ以後は日本に基地を獲得しないことに関してアチソンの同意を得ていると説明していた。その一方で、戦時の際には必要な軍隊駐留と基地を確保するという「有事駐留」構想を打ち出し、それを実現するには日本人とマッカーサーの同意が必要であると述べていた。^⑦

いずれにせよ、朝鮮戦争以前にダレスと軍部が、講和と安全保障問題に関して意見調整の場をもった形跡はみられない。講和方針にお隔たりを持ったまま、両者はそれぞれの思惑を抱きつつ、六月中旬、マッカーサーと会談するために日本に向かったのである。

第二節 マッカーサー提案とNSC六〇／一の成立

国務省と国防省の対立により講和が遅延している状況に不満を抱いていたマッカーサーは、ダレスと軍部首脳の訪日に合わせて、両者の合意を図ることを目的とした二つの覚書（六月一四日付と同二三日付）を作成した。^⑤これらの覚書は、ポツダム宣言に明記された脅威の主体、すなわち「無責任な軍国主義」を再解釈することで講和後における米軍駐留を正当化し、また日本全土を潜在的基地とみなすとした点で、軍部が求める軍事的要件を満たす枠組みを構築する役割を果たした。そしてこれを可能にする方式としてマッカーサーは、平和条約にポツダム宣言に基づく安全保障上の留保を設けることを提案した。

軍部がマッカーサーの覚書に好意的な反応を示し、また朝鮮戦争の勃発によりソ連を除外した講和の実現に前向きな姿勢に転じつつあったことを受けて、ダレスは新たな安全保障条項案の作成に着手した。この作業により「国際平和と安全保障」と題された草案が完成し、八月一日に国防省に提出された。その内容は、「六月六日付文書」よって示された国連の「集団安全保障」の論理とマッカーサーが示した新たな方式に立脚し、「条約締約国を代表して米国は軍隊を提供し、日本政府は施設や援助を提供することを、日本が要請し、米国が同意する」という規定を含むものであった。^⑥

しかし、平和条約内に駐軍規定を含むことに関しては、ハワードによって疑問が投げかけられた。^⑦条約内の駐軍規定が日本に対する強制措置と解釈されることを懸念したハワードは、あくまで平和条約とは別途の協定に依るべきであると主張した。この点に関してはマッカーサーも、条約が国会による批准のみならず「日本国民の国民投票によって承諾されね

ばならない」として日本人感情への配慮を強調していた。しかし、そうした配慮を含まないダレスの草案には「深刻な政治的欠陥」があると考えられた。

これに対してダレスは、朝鮮戦争の勃発を受けて、より「敏速に」講和を進める必要性を痛感していた。ダレスは、共産主義陣営の戦争目的の一つに「講和条約の計画の粉砕」があるとみなし、戦争の衝撃は日本人に米国の防衛力の受け入れを容易にさせる状況を生み出すと考えていた。したがって、講和促進を渋る軍部の説得が以前に増して重要であり、ダレスは「国防省という障害を乗り越えるまではそうした考慮は先送りにする」べきであるとして、ハワードの主張を退け軍部との合意形成を優先することになる。^⑩

ダレスの提案を受けて軍部は、八月下旬、「朝鮮戦争の有利な解決まで条約は発効しない」ことを条件に、米国の軍事的要件を明確にすることで講和の促進に同意した。^⑪これにより国務省は、軍部の回答文書に基づき、国務省の解釈を加えた国務・国防両省合意文書を作成した。その結果、九月八日にトルーマンに承認されたのが、講和予備交渉の促進を勧告するとともに、米国の軍事的要件の指針となった文書 NSC 60/1^⑫である。

NSC 60/1は、平和条約によって米軍の駐留を規定し、日米二国間の補足協定によって駐軍に関する細目規定を取極めるという安全保障枠組みを正式に採用した。すなわち、「米国が必要とする規模の軍隊を、どこにでも必要な期間保持する」という軍部の要請と、それを多国間枠組みによって国際的に正当化するという国務省の政治的要請を、「平和条約―日米二国間補足協定」の枠組みによって満たすことで米国内の合意を形成し、講和への道を拓いたのである。さらに、講和後の日本に駐留する軍隊の性格を、「米国の軍事指揮下におかれ、米国が認める兵力」としたことは、他の連合国の軍隊による駐留の可能性を残しつつも、実質的には米軍主導の軍指揮系統の存続を狙ったものであった。

これ以降、NSC 60/1が示した「平和条約―日米二国間補足協定」の枠組みに従って、具体的な立案作業が開始された。平和条約の安全保障条項に関しては国務省が草案作成の責任を負うこととされ、「国際平和と安全保障」が以後の

条約草案の叩き台となった。^⑭一方、日米二国間補足協定は、マグルーダー (Carter B. Magruder) 陸軍省占領地域担当特別補佐官を中心とする陸軍省の作業グループが、國務省やマッカーサーの批判を受け入れつつ草案を作成していくことになる。^⑮

第三節 講和予備交渉の開始と「太平洋宣言」構想

NSC六〇／一の成立により、五〇年九月中旬の講和予備交渉の開始から翌年一月のダレス訪日に至るまで、米国の軍事的要求を満たす「装置」としては、ハワード氏の「太平洋協定」構想はその意義を失っていた。しかしそうした状況の下でラスクは、九月一五日、極東局地域企画官のエマソン (John K. Emerson) に「太平洋協定のあらゆる可能性」を研究するように命じた。^⑯この指示は、予備交渉の開始を受けて、日本に軍事的制限を課さない米国の方針に難色を示す諸国に対して、「寛大な講和」の「代償」としての「太平洋協定」を具体的に考慮する必要があることを意味していた。予備交渉においては、とりわけオーストラリアのスペンダー (Percy C. Spender) 外相が、九月から一〇月にかけてのダレスや國務省当局者との会談で「日本軍国主義の復活」の脅威を強調し、日本の侵略に備える保障措置としての「太平洋協定」に米国がコミットするよう迫った。

スペンダーが求めるような公式の「太平洋協定」にコミットすることは望ましくないという点で國務省の見解は一致していた。協定から除外される地域への心理的悪影響と、JCSが「日本―沖縄―フィリピン」の防衛線を越えたコミットに消極的であったことがその理由であった。國務省としては、日本本土及び沖縄・フィリピンに駐留する米軍の存在が日本の脅威に対する抑止の役割を果たすと考えていた。したがって、オーストラリアや、同じく日本の脅威を強調するニューージーランド・フィリピンを「寛大な講和」に取り込むために、「太平洋協定」に代わる何らかの方式によって彼らの要求を満たす必要が生じ、國務省は「大統領宣言」方式でこれを解決する方針に傾きつつあった。^⑰

ダレスもまた、「宣言」方式で問題を処理しようと考えており、エマーソンは、この方針に従って具体的な「太平洋宣言」案の作成に取りかかった。その内容は、米国・オーストラリア・ニュージーランド・フィリピンを中心とした参加国が太平洋地域の平和と安全の確立及び維持に忠実であることを謳ったものであった。^⑧

第四節 日本防衛問題とダレスの「太平洋協定」構想

五〇年一月下旬、中国軍の大規模な攻勢により戦況が悪化したことを受けて国務省は、日本を自由陣営にとどめておくために朝鮮情勢の有利な解決を待つことなく講和を進めることに同意を求める文書（二月三日付）を軍部に提出した。^⑨ そのうえでこの文書は、日本を含む島嶼連鎖帯の防衛に相当規模の米軍をコミットさせること、そして新たに「太平洋協定」の可能性を追求することについても軍部の同意を促していた。

ソ連による対日攻撃が懸念される中で、一二月から翌年一月にかけてトルーマン政権は、日本防衛を最優先課題に据えた。^⑩ この時期の日本は軍事的真空状態にあった。日本に駐留していた米極東軍の四個師団はすべて朝鮮半島に出払っており、創設されたばかりの七万五千名の警察予備隊ではソ連の攻撃に対して極めて脆弱であるとみなされていた。そうした状況の下で、自由世界の強化という観点から人的資源を含む日本の国力を活用することを望んだダレスは、日本再軍備を現実的な選択肢として講和交渉のテーブルに載せるために、それを正当化する方式として新たな「太平洋協定」を考案したのである。

日本再軍備に関して米国政府は朝鮮戦争の勃発直後から検討を進めていたが、NSC六〇／一に至る軍部との折衝の過程で国務省は、日本が自国防衛の責任を負う必要性を認めつつも、政治的見地から平和条約に再軍備条項を明記することは望ましくないとの立場を確認していた。^⑪ しかし一二月一三日付文書は、「個別的及び集団的自衛権」を平和条約（あるいは別途の協定）で考慮する旨を、新たに講和七原則に盛り込む方針に転じた。

再軍備を実現させる方策についてダレスから検討を命じられたアリソンは、一月二日付の報告書で、深刻な極東情勢に対応するには「劇的な措置」が必要であり、もはや日本の非軍事化を規定した極東委員会の決定に拘束される必要はないと結論づけた。²²⁾ そのうえで、再軍備を可能とするための取極めは「できるだけ国連憲章の条項を使って表現されるべき」であり、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピンと締結する可能性のある相互防衛協定に日本を参加させるべきとダレスに進言した。日本再軍備が現実味を帯びたことは、一方で、日本の脅威を強調する諸国に対してその不安を解消するために一層の保障措置を講じる必要性が高まったことを意味していた。したがって、もはや「太平洋宣言」方式ではこれらの諸国を満足させられないとして、国務省内では「太平洋島嶼協定 (Pacific Island Pact)」に対する支持が今やかなり増えてきている」状況にあった。²³⁾

アリソンの進言を受けてダレスは、二月八日、日本を一員とする「太平洋協定」構想をアチソンに提案し、それが一日、国務省の方針として国防省に送付された。この構想は、日本、米国のほか、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、そしてインドネシアを構成国に見込み、協定の役割として、一方で「構成国の外部からの侵略に対する保障」を、他方で「構成国の中の一國、例えば日本の侵略に対する保障」を掲げた。これは、ダレスの考える「太平洋協定」構想が、「日本をめぐる二重保障」という性格を残しつつ、域内の相互安全保障に比重を置くものとして考慮されていたことを意味していた。これによりダレスは、「寛大な講和」に抵抗する諸国に対して「宣言」方式以上の米国のコミットを与え、「講和の代償」とすると同時に、日本再軍備を可能とする国際的枠組みを構築するという「二重の目的」を一挙に達成することを狙ったのである。

ダレスの構想は五一年一月三日付の協定案で具体化された。²⁴⁾ この草案は、ハワード構想の際に見られたような批判を避けるため、モンロー宣言の文言を援用して相互防衛義務を緩やかなものとし、北大西洋条約との性格の違いを明確にしていた。そして第三条で、集団的自衛権の行使のための適切な措置を勧告する権限を有した「太平洋理事会」の設立を規定

し、日本をこれに参加させることで、日本軍が「一国家の軍隊」としてよりも「国際的な安全保障組織の一部」として機能するための枠組みが形成されると考えられた。

「太平洋協定」という枠組みで日本の軍事力を国際化することには、二つの側面があった。すなわち、一方で、日本軍に国際的な地位を与えることで日本の憲法問題を回避してその設立を可能とするという点であり、これは日本人の希望に沿うものであると考えられた。そして他方で、軍国日本の復活を恐れる他の構成国が日本再軍備の進展状況を監視でき、その不安を軽減しようという、再軍備に対する制約的な側面を持っていた。²⁵⁾

JCSは、構成国を太平洋島嶼国家群に限定するという条件で、「太平洋協定」構想を関係国に打診することに同意した。²⁶⁾そして五一年一月一〇日付の大統領書簡によって、ダレスは正式に「太平洋諸国による相互援助取極め」について交渉する権限を与えられた。とはいえ、日本再軍備に関して米国内の見解は必ずしも固まっていたわけではなかった。むしろ朝鮮情勢の進展とともに日本防衛手段が具体化するにつれ、性急に再軍備を求める必要性は薄れていたといえる。

日本防衛をめぐっては、一二月中旬以降にマッカーサーが要請した州兵四個師団の派遣と警察予備隊の重武装化を中心に検討された。本土からの増派についてJCSは当初、州兵師団は訓練中であり、また朝鮮半島からの米軍撤退を考慮していたこともあって消極的であった。しかし戦況に好転の兆しが見られた一月下旬にマッカーサーが改めて要請した二個州兵師団の増援に関しては、JCSが算定していた戦況が落ち着いた際の日本防衛構想に合致するものと判断された。その結果、軍部の正式な要請を受けたトルーマンは、二月六日、二個師団を日本に派遣して日本防衛に充たらせる決定を下すこととなった。²⁷⁾

新たな米軍投入の決定がなされる一方で、日本再軍備に関する米国内の見解は揺れていた。一二月末に作成されたJCS内の研究は、日本の防衛能力強化は米国の軍事的利益であり、その効果的实现のために憲法改正がなされるまで講和交渉を開始すべきではないと主張した。²⁸⁾一方、国務省をはじめとして国防省を含むその他の当局者は、講和が実現する

までの間は、あくまで国内治安を目的とした警察力の強化に重点を置くべきとしていた。中国軍の攻勢に対処する方針を検討するために一月中旬に準備されたNSC文書はこれら両論を併記しており、再軍備問題について政府内の見解が分裂していることを示していた。^③ 結局、ダレスが訪日する段階で政府内の議論は警察予備隊の重武装化めぐる調整段階にあり、再軍備の促進についてそれ以上の議論はなされなかった。

しかし、それでもなお、再軍備に関して一定の方向性を与えることは、講和を進めるうえで重要な意味を持っていた。再び講和促進に反対する姿勢に転じかねないJCSに対して「憲法問題」をクリアして再軍備を可能とする「太平洋協定」構想は、軍部を説得する材料であった。^④ また、この時期米国は、米軍の欧州派遣と引き換えに欧州諸国の軍備強化を強く要求しており、欧州と同様、日本に相当規模の兵力をコミットさせるならば、日本に対しても防衛負担を要求することは議会対策の見地からも重要であった。^⑤ その意味では、ダレスの構想によってもたらされる「日本再軍備」とは、戦術的な必要というよりもむしろ、再軍備に関する原則的な合意を日本に求める性格が強いものであった。

このようにダレスの太平洋協定構想はさまざまな思惑が絡むものであったが、「講和の代償」と「日本の軍事力の国際化」という「二重の目的」を持つ「太平洋協定」の実現には、当初から困難が予想された。エマーソンは、「日本をその一員とする太平洋協定について『構成国の』同意を得るには、講和に先立つ『太平洋宣言』よりも、より長い時間を必要とする」と批判した。^⑥ 実際、事前にこの構想を伝えられたオーストラリアは、「太平洋協定」に日本を含むことで予想される世論の反発と、戦略的に自らの構想と齟齬をきたすことに懸念を抱き、その点をダレスに質すという交渉方針を固めることとなる。^⑦

ダレスの訪日を控えた日本もまた、報道により伝えられた「太平洋協定」構想に危機感を抱いていた。外務省は、「民主陣営の共産陣営に対抗するための安全保障取極（具体的にいえば米国のソ連に対抗するための安全保障取極である。）のうちに、盟邦の盟邦に対する侵略の可能性を予見し、これに対し実力行使の義務を定めるような方式」は、「日本の安全保障のた

めの駐屯軍が日本の侵略に対する監視軍に性質を一変することを意味するものであつて、日本としては承服しかねるところである」と分析していた^⑤。このことは、再軍備問題にかかわらず、日本が「太平洋同盟のような集団保障方式」に加わることに対しては当初から批判的な姿勢で会談に臨む意思を持っていたことを意味している。

これら「太平洋協定」の実現に向けて予想される障害に対してダレスは、講和実現に踏み出すためには一刻も早く訪日することが不可欠であり、米政府内で「最良の取極め」について議論する必要はないと考えていた。すなわちダレスにとって「太平洋協定」は、あくまで「寛大な講和」を確かなものにし、且つ日本再軍備を促進するための「装置」であると認識されていたのである^⑥。

- ① 作業グループの再編について Butternorth to Webb, May 19, 1950, YF-A10, R02, 2 (6), 0741; 尚、スターワースは一九五〇年三月二八日に極東担当國務次官補を退いたが(後任はラスク)、ダレスに引き継ぐまで講和担当顧問として対日政策に関わった。
- ② この文書全体が有する性格は、中西「吉田・ダレス会談再考」二二一—二二六頁
- ③ “U.S. objectives in peace talks with Japan,” May 25, 1950, YF-A10, R02, 3 (9), 0333-0335
- ④ Memo by Dulles, June 1, 1950, YF-A10, R02, 3 (9), 0329
- ⑤ 「システムの安全保障」については、中西「吉田・ダレス会談再考」を参照。
- ⑥ Allison to Dulles, June 5, 1950, YF-A10, R02, 3 (9), 0329-0332
- ⑦ Allison to Sebald, June 14, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1212-1213
- ⑧ Memo by MacArthur, June 14, 1950, *ibid.*, pp. 1213-1221; June 23, 1950, *ibid.*, pp. 1227-1228
- ⑨ Dulles to Acheson, July 27, 1950, *ibid.*, pp. 1259-1261
- ⑩ Howard to Rusk, July 26, 1950, *ibid.*, pp. 1257-1259
- ⑪ *Ibid.*: 一九五〇年七月六日付ダレス覚書(細谷、前掲書、一一二頁)。尚、ハワードは同年八月に中東・南アジア・アフリカ関係の地域企画官に異動した。
- ⑫ Acheson to Jessup, Aug 22, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1278-1282
- ⑬ “Memo for the President,” Sep 7, 1950, *ibid.*, pp. 1293-1296
- ⑭ “Draft,” Sep 11, 1950, *ibid.*, pp. 1297-1303
- ⑮ マツルター案の起草に関し、明田川融「日米行政協定の政治史——日米地位協定研究序説」(法政大学出版局、一九九九年)六九—一一三頁
- ⑯ Rusk to Emmerson, Sep 15, 1950, Confidential U.S. State Department central files, The Far East, 1950-1954 (フォル・FE), 790.5/9-1550, Reel 8, 00545
- ⑰ Rusk to Mathews, Oct 9, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 147-148; Australian Mission (UN) to Department of External Affairs, Sep

22. 1950 in *Documents on Australian Foreign Policy: The ANZUS Treaty* 1951 (以下、*DAFP* (ANZUS)), No. 19; Tange to Watt, Oct 19, 1950, *ibid.*, No. 21. 大統領演説方式は「一月一日のサンフランシスコ平和条約の締結を記念してマッカーサー提督の提議による (Substance of State, Oct 15, 1950, *FRUS*, 1950, VII, pp. 956-957)。
- ⑲ Dulles to MacArthur, Nov 15, 1950, *FRUS*, 1950, VI, pp. 1349-1352; マーシャルの「太平洋宣言」案は、*ibid.*, pp. 1360-1363 (十一月一日付)。修正案は、*FE*, 790.5/1-451, Reel. 8, 00610-00611 (一九五一年一月四日付)。
- ⑳ Acheson to Marshall, Dec 13, 1950, *FRUS*, 1950, VI, p. 1367
- ㉑ 中国介入の衝撃に日本防衛への関心の高まりについては、五十嵐前掲書、二六五―二七三頁、柴山太「朝鮮戦争の文脈における米英に与えられた日本の意味変化―一九五〇年六月―一九五二年八月―」(『同志社アメリカ研究』第三十七号、二〇〇一年)
- ㉒ Allison to Acheson, Aug 24, 1950, *FRUS*, 1950, VI, p. 1286
- ㉓ Allison to Dulles, Dec 2, 1950, *ibid.*, pp. 1354-1356
- ㉔ Fearey to Emmerson, Dec 12, 1950, *FE*, 790.5/12-1250, 00595; Makin to Spender, Dec 9, 1950, *DAFP* (ANZUS), No. 28
- ㉕ Dulles to Acheson, Dec 8, 1950, *FRUS*, 1950, VI, pp. 1359-1360; Acheson to Marshall, Dec 13, 1950
- ㉖ "Draft of a Possible Pacific Ocean Pact," Jan 3, 1951, *FRUS*, 1951, VI (1), pp. 132-134
- ㉗ Dulles to Jessup, Jan 4, 1951, *ibid.*, pp. 134-137; Memo by Allison, Jan 12, 1951, *ibid.*, pp. 790-792
- ㉘ Acheson to Sebald, Jan 3, 1951, *ibid.*, pp. 778-779
- ㉙ 柴山「前掲論文」五四―五七頁、Poole, *op.cit.*, p. 452
- ㉚ "Report by the Joint Strategic Survey Committee to the Joint Chiefs of Staff on United States Policy Toward Japan" (JCS2180/2), Dec 28, 1950, *FRUS*, 1950, VI, pp. 1385-1392
- ㉛ "U.S. Action to Counter Chinese Communist Aggression" (NSC101/1), Jan 15, 1951, *FRUS*, 1951, VIII (1), pp. 79-81
- ㉜ 実際、五一年一月三日のタムソの國務省海軍部の会議で、この國務省が「この側の主張する再軍備の開始を受け入れたと判断したとされるが(柴山、前掲論文、五三頁以下)」その際に「太平洋協定」構想が認得材料として採用されたと言われる。
- ㉝ 米軍の欧州派遣をめぐって議論は、Leffler, Melvyn P., *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War* (Stanford, 1992), Chap. 10
- ㉞ Emmerson to Rusk, Jan 4, 1951, *FE*, 790.5/1-451, Reel. 8, 00608-00611
- ㉟ Tange to Watt, Feb 8, 1951, *DAFP* (ANZUS), No. 44
- ㊱ 「安全保障とこの問題点」(一九五一年一月四日付)『平和条約の締結に関する調書準備作業』(以下、『調書準備作業』のヤマト略記) 三〇―三二頁
- ㊲ Dulles to Acheson, Dec 8, 1950, *FRUS*, 1950, VI, pp. 1359-1360; タムソの「太平洋協定」の意向に関しては、「米軍が必要とするべきな対日講和と他の構成国が合意しなからなければ、米軍は協定にコミットメントを期待せず」との説明がある (Dulles to Jessup, Jan 4, 1951, *FRUS*, 1951, VI (1), p. 137)。また日本の参加については、米軍は提案する安全保障取極めを日本側が受け入れる意向があるか否かを本確認材料を重視して見た (Memo by Fearey, Jan 26, 1951, *ibid.*, pp. 811-815)。

第三章 東京会談——安全保障枠組みの再構築と「日米」合意の成立——

第一節 東京会談（二）——安全保障枠組みの再構築——

ダレスがワシントンを発つ時点で携えていた安全保障構想は、一九五〇年九月に国務・国防両省が合意した「NSC六〇／一の論理」を前提とし、「太平洋協定」によってそれを補完するという「二層構造」から成るものであった。すなわち、「平和条約—日米二国間補足協定」という枠組みに従い、平和条約によって講和後の米軍駐留を規定し、日米二国間協定によってその実施に伴う細目を取極めることが前提とされた。そのうえで、「太平洋協定」によって日本再軍備を正当化し、同時に「太平洋版NATO」を求める諸国に米国の安全保障コミットという「代償」を与えることで「寛大な講和」の実現を確実なものにすると考えられた。しかし東京会談では、平和条約で米軍駐留を規定するという米國構想の前提が崩れ、ダレスは安全保障枠組みの再検討を余儀なくされる。

五一年一月二五日、ダレス使節団は東京に到着した。東京会談の中心的な争点は安全保障であり、とりわけ重視されたのは日本における米軍基地確保ならびにその自由使用権の獲得であったが、会談が始まる前、ダレスは五〇年六月のマッカーサー提案に「盲目的」に従ってきたことに不安を抱いていた^①。そして実際、会談の開始とともに、平和条約内に駐軍規定を設けるとの米國の方針に対して、英国と日本から反論が投げかけられた。

英国はこれまで一貫して、日本の安全保障問題を「日米防衛協定」によって処理すべきと主張していた^②。平和条約に駐軍規定を含んだ場合、それが強制的な措置であるとの印象を与えかねず、また安全保障に関する問題を自由に議論するためにも平和条約から分離させることが望ましいというのがその理由であった。この英国の見解は、一月二九日、ガスコイ（Sir Alvary Gascoigne）駐日英国代表部主席との会談でダレスに伝えられた^③。

他方、日本政府にとっても、「強制的な性質」を有する平和条約に「駐兵」を規定することは「国民感情上おもしろくない」ものとみなされていた。この見地から、一月三〇日に吉田茂の「私案」として米国側に提出した「わが方見解」は、「米軍との協力のための取極は」平等の協同者としての日米両国間における相互の安全保障のための協力を規定するものとして、平和条約とは別個に作成されるべきである」との立場を表明した。^④

これら両政府の見解は、ハワードが五〇年七月にダレスに訴えていた懸念を裏書するものであった。ダレスはこれらの反論を受けて、一月三一日の使節団会議の席上、「平和条約〔案〕にある、いくつかの安全保障に関わる事項を二国間のものへと移し、条約内には明示しないほうが賢明かもしれない」と考えるようになった。そして、駐兵と安全保障に関して、「何を平和条約内に規定し、何を二国間協定に規定し、何を日米の非公式の了解事項とするか」について注意深く考慮しなければならぬと発言し、ワシントンで準備してきた条約案の書き換えを行うように指示したのである。^⑤

講和後の米軍駐留に関する規定を平和条約とは別途の二国間取極めとして締結するという方式、すなわち基地協定方式は、日本人感情への配慮から五〇年一月に国務省が退けていたものであった。しかしダレスの鞆の中には、すでにこの問題に対処するための材料が入っていた。それは、日本との間に国連憲章第五条に基づく安全保障取極めを締結し、そのもとで米軍駐留を規定するという方式であった。これは、講和予備交渉時に米軍駐留の継続を批判したソ連に対抗する論理として浮上したものである。五〇年一月、ソ連のマリク (Yakov Malik) 国連代表は、占領軍の撤退と講和後の駐兵に関して米国の明確な回答を求める「エイド・メモアール」^⑥を提出したが、ダレスが中心となって作成した回答（二月二七日付）は、講和後の米軍駐留を次のように正当化していた。

ポツダム宣言に予定した「平和、安全及び正義の新秩序」が確立されずまた、無責任な軍国主義が世界から駆逐されていない事實は、同時に、日本国が合衆国及び他の国とともに、国際連合憲章及び特にその第五条に予定された個別的及び集団的自衛のための取極に参加することを妥当ならしめる。これらの取極は、合衆国及び他の国の軍隊を日本国に駐在させる規定を含みうる。^⑦

この回答で示した方式は、ダレスの指示によって作成されたと見られる一月三一日付の安全保障条項案によって早くも具体化された^⑧。新たな条項案では、条約署名国による平和義務遂行を確認するとともに、日本が国連憲章第五条にある固有の「個別的または集団的自衛権」を有していること、連合国の参加する集団安全保障取極めを日本が自発的に締結することに同意することなど国連憲章に沿った原則のみが明記された。その一方で、講和後における米国の安全保障上の特別な関与を示す表現を注意深く避け、米軍の駐留に関する規定はすべて削除された。こうした修正により、ソ連のプロバガンダ攻撃に対抗し、講和後の米軍駐留に不満を持つ諸国に対しても平和条約署名への道を拓くとともに、駐留に関する規定を日本との二国間取極めで規定する基礎を築くことを狙ったといえる。

この新たな条項案の概要は、二月二日のダレス・ガスコイン会談で、「英国政府の見解を尊重」した点を強調しつつ伝えられ、ガスコインもこれに謝意を表した^⑨。一方、日本側に対しては二月五日、平和条約案の概要を説明した「仮覚書」として伝えられた^⑩。

このようにダレスは、東京会談の開始とともに、訪日前に考慮してきた構想とは異なる枠組みで米国の軍事的要件を満たす必要に迫られ、代替案として、平和条約の安全保障条項に明記される自衛権に基づく別個の取極めを日米間で締結することで駐兵の権利を獲得する方針に傾きつつあった。新たな取極めとしてダレスは、五〇年九月以降、米軍駐留に関する細目規定を取極める補足協定として考慮してきたマグルダー案を活用することを考慮するが、次節でみるように、米国の安全保障構想が流動化した段階で日本側から具体的な提案が与えられたことが、米国の立案作業を促進する重要な要因となる。

第二節 東京会談(二)——「日米」合意の成立——

一月二九日と三一日に行なわれたダレスとの会談で、吉田茂が再軍備に対して消極的な姿勢を見せたことは、ダレスに

失望感を与えていた。そこで吉田に対する不信感が芽生えつつあると察知した日本側は、「この際かねて用意してある安全保障に関する具体案をわが方から提出することによって会談を具体問題の討議に移行させることが今次会談に実質的成果を期待する最善の途である」と考え、二月一日の日米事務会談の席上、「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」と題する日米二国間協定の原案を提出した。^⑫

外務省における講和準備作業に基づき協定案形式で作成されたこの提案は、国連憲章の安全保障原則を確認した前文と、日米両国の責務及びそれに付随する事項を含めた一〇項目から成る簡潔なものであった。そしてこの提案の核心は、米軍の駐留に日本が「同意する」ことが明記された第四項にあり、駐留軍の構成に関して日本側は「米軍のみの駐屯を望む」ことを強調した。米国側は「頗るヘルプフル」であると評価してこの提案を受理した。^⑬

この日本側の提案は、米軍の単独駐留を日米二国間で取極めることを日本自身が希望していることを確認できたという点で、ダレス使節団が新たな安全保障取極めの立案を進めるうえで決定的に重要な意味を持った。使節団に随行したバブロック（G. Stanton Babcock）が後に記したところによれば、「米軍駐留に関して」日本政府は自ら安全保障協定案を準備していたが、これはワシントンで用意されたものに近く、ダレス使節団にとって米国のオリジナル草案より交渉の基礎として受け入れ可能なもの^⑭であった。

翌二日午前の使節団会議においてダレスは、日本側の提案を吟味し、他の連合国による「印だけの軍隊」の駐留はそれを提供する国家のプライドを満たすものに過ぎないとして、米軍のみの駐留が望ましいとする立場を固めた。^⑮ そのうえで、同日の事務会談で米国側が暫定案として、マグルーダー案に第四項を含む日本側協定案の文言を盛り込んだ「相互安全保障のための日米協力協定」案を提出したことは、日米二国間協定によって米軍のみの駐留を取極めるという方針が日米間で了解されたことを意味していた。^⑯

駐留権の獲得を確実としたダレスにとって、残された問題は取極めの形式をいかに処理するかという点にあった。この

点に関して日本側の提案は、米国が考慮しつつあつた国連憲章第五条に基づく取極めとはかけ離れたものであつた。二月一日案は米国の責務として、「国際連合が日本に対する侵略の行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに必要な一切の措置をとる」とともに、国連憲章第五条の適用により、「日本国に対する武力攻撃が発生した場合には、日米両国は、自衛権を發動して所要の対抗措置をとる」ことを挙げていた。これはダレスにとって、北大西洋条約第五条が有する「集団防衛」の論理よりも踏み込んだ防衛義務を米国に課するものと認識された^⑦。

その一方で、日本側の責務については「自国の安全と生存を守るために固有の自衛権を完全に有すること」を声明し、「日本に対する侵略を排除するためにとられる合衆国の行動に、可能なる一切の援助及び協力をなす」としていた。日本の協力の具体的内容に関して米国側は繰り返し「グラウンド・フォース」による協力を期待する旨を強調したが、日本側は工業生産力や施設提供による協力に言及するにとどまつた。さらに、米国側の求めに応じて「再軍備と憲法」に関する文書（二月二日付）を提出し、その中で「日本が軍備をもつためには、憲法第九条を改正しなければなら」ず、その憲法改正は「極めてデリケートであつて困難」であるとの日本の立場を明確にした^⑧。

再軍備には憲法改正が必要であり、それが「困難」であるとの日本側の主張は、ダレスが「太平洋協定」構想を考案する際に想定していた事態であつた。しかし二月二日のガスコインとの会談において、「太平洋協定」に対する英国政府の強硬な反論が伝えられたことにより、ダレスはこの構想の取り扱い方を本国政府に打診する状況下にあつた^⑨。

英国の反対により「太平洋協定」構想が宙に浮いたことは、対日交渉の局面においては、日本に再軍備を促すために用意した「装置」が機能不全に陥つたことを意味していた。しかしダレスはこれ以後、再軍備問題に固執するよりも、講和や基地権利の獲得に関する合意を優先する方針に転じたと推測される。

すでに見たように、米国内において直ちに日本再軍備を実現させることに關しての合意は形成されておらず、そのため訪日時にダレスが携えていたいかなる取極め案にも再軍備そのものを規定する条項を盛り込むことは想定されてい

なかった。実際、ガスコインがダレスとの最初の会談で二国間協定によって軍隊の創設を規定するよう提案したのに対し、軍事的観点からこれを検討したジョンソン (Earl D. Johnson) 陸軍次官補は、「日本が条約によって軍隊を創設することを要請されるべきではない」とダレスに進言した。^{②①}「もし日本が自衛の原則と集団安全保障への貢献を受け入れるのならば、必要な何らかの軍隊を創設するだろう」とのジョンソンの指摘はこの時の使節団の立場を示すものであった。その意味では米国の再軍備要求には当初から限界があったといえ、実際、再軍備の早期実現を強く求める者の目には米国の姿勢が「不徹底」であるように映っていた。^{②②}しかし一方で、日本側が「米国の軍事専門家」の助言を取り入れて「民主的軍隊」を設立する意思を示した文書「再軍備に関する当初措置」を提出したことは、米国が望むかたちでの再軍備を米国側に「期待」させるものであった。^{②③}

こうしてダレスは、日米の防衛責務の非対称性が当面は克服しがたいことを前提に、基地権利の獲得を主眼とした取極めの立案を進めることになった。二月五日、使節団会議の席でダレスは、「日本が憲法問題を克服し、公式に軍事的義務を引き受けるようになるまで、再軍備の圧力をかけることはできない」ことを理由に挙げ、「米国は義務よりも権利を欲する」として、「暫定的な措置」としての日米二国間協定で米軍駐留の権利を確保する方針を明確にした。^{②④}

この方針に基づいて考案された「平和条約—日米二国間協定—行政協定」という新たな枠組みは、これまで作成してきた種々の草案を新たに「書き直し」というよりも再「編集」した結果生まれたものであった。^{②⑤}すなわち、平和条約に国連憲章第五条の原則を明記し、それに基づく正式な安全保障取極めが成立するまでの暫定協定として、日米二国間協定を締結する。そしてこの協定は、これまで平和条約に含むものとして考慮されてきた、ポツダム宣言の再解釈により継続的駐留を正当化する論理を前文に掲げ、日本が「国内又はその近辺」に米軍を駐屯させる権利を「許与し」、米国がこれを「受諾」する旨を第一条で規定するものとした。再軍備に関しては、前文に「自国国土の防衛のため漸増的に自ら責任を負う」ことを米国が「期待する」との一節を盛り込むことで、その可能性を拓いた。^{②⑥}一方、これまでマグルーダーらが

検討してきた駐留をめぐる細目規定については、批准を要さない行政協定で扱われることになった。これらの協定案は、二月六日に日本側に手交され、若干の修正を経て、二月九日に日米間で「イニシアル」された。

こうして日米間において安全保障をめぐる合意がもたらされたことにより、日本の軍事力を国際化することで「公式な」再軍備を可能とする「装置」としての「太平洋協定」という、ダレスがこの構想に対して抱いていた目的の一つが失われた。それに伴い米国が日本を含めたかたちでの「太平洋協定」構想に固執する必要性は失われることになった。

したがって、日米間の合意以後、ダレスにとつて「太平洋協定」は、オーストラリアやニュージーランド、フィリピンを「寛大な講和」に取り込むために米国の安全保障コミットを付与するという「代償」としてのみ意味を持っていたのであり、ここに、ANZUS・米比という個別的な条約方式の可能性が拓かれることになったのである。

- ① Memo by Fearey, Jan 26, 1951, FRUS, 1951, VI (1), p. 812
- ② 英国の対日講和構想については、細谷、前掲書、七九—一〇六頁、木畑、前掲書、第一部、細谷雄一「イギリス外交と日米同盟の起源——一九四八—五〇年——戦後アジア太平洋の安全保障枠組みの形成過程」『国際政治』一一七号（一九九八年三月）、Lowe, Peter, "Great Britain, Japan and the Future: the End of Allied Occupation, 1948-52," in Richard Aldrich and Michael Hopkins (eds.), *Intelligence, Defense and Diplomacy: British Policy in the Postwar World* (London, 1994)
- ③ "Text of remark by Sir Alvary Gascoigne," Jan 29, 1951 in Hiroshi Masuda (ed.), *Retirement of Japan, Part 1, 1947-1952, microfiche 2-A-131* (以下、*RJI/2-A-131*と略記); Remarks of Sir Alvary Gascoigne, Feb 2, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 842-843
- ④ 一九五〇年一月四日付「A三米国の対日平和条約の構想に対するわが方要望方針(案)」『調書 準備作業』一九三頁、「一九五一年一月三〇日先方に交付した『わが方見解』」『調書 IV』一三五—一四四頁
- ⑤ Memo by Fearey, Jan 31, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 835-838; Memo by Fearey, Feb 1, 1951, *ibid.*, pp. 838-840
- ⑥ Unsigned Memo, Nov 20, 1950, FRUS, 1950, VI, pp. 1352-1354
- ⑦ 『調書 準備作業』二四四—二五〇頁
- ⑧ "Draft," Jan 31, 1951, Lot54D423, Box 9, Reel 9, 00104-00105
- ⑨ Memo of Conversation, Feb 2, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 842-843
- ⑩ 「一九五一年二月五日の会談メモ」『調書 IV』二〇一頁
- ⑪ ただし、ダレスが携行していた第四案は、あくまでNSC60／1の論理に忠実な、駐軍の根拠を平和条約におおづつた("Draft No. 4," Jan 18, 1951, *RJI/1-C-152*)。
- ⑫ 『調書 IV』三二頁、一五一—一五三頁
- ⑬ 「一九五一年二月三日第三次会談メモ」『調書 IV』一五三—一五六

頁

- ① “Summary of Negotiations Leading to the Conclusion of the United States-Japan Security Treaty,” Sep 19, 1951, YF-A10, R09, 2 (4), 0319-0324
- ② Memo by Fearey, Feb 2, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 840-841
- ③ ただし、日本側の提案では米軍の駐留に「日本が同意する」といった表現を、従来の安全保障条項案の表現に即して「日本は要請し、米国が同意する」に修正された（相互の安全保障のための日米協力案）（英文）『調書Ⅳ』一六五—一七三頁。
- ④ Memo by Fearey, Feb 5, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 857-859
- ⑤ 「一九五一年二月二日の会談メモ」『調書Ⅳ』一六一—一六四頁
- ⑥ 反対の理由として特に強調されたのは、「太平洋協定」から英国が除外されることに対する不満であった（Memo of Conversation, Feb 2, 1951, FRUS, 1951, VI (1), pp. 143-144）。ダレスのもとへ回答が届いたのは、日米合意成立後の二月九日であった。
- ⑦ Johnson to Dulles, Feb 1, 1951, RJI/2-A-133
- ⑧ 「一九五一年二月一日」『芦田均日記』第三卷（岩波書店、一九八六年）四四七頁
- ⑨ 「Initial Steps for Rearmament Program」（一九五一年二月三日付）『調書Ⅳ』一八一頁
- ⑩ Memo by Fearey, Feb 5, 1951
- ⑪ Memo by Fearey, Feb 6, 1951, FRUS, 1951, VI (1), p. 861
- ⑫ 「日本国連合國間平和条約および国際連合憲章第五一条の規定にしたがい作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国および日本国間協定」『調書Ⅳ』六五—六六頁
- ⑬ このことは、二月六日のガスコインとの会談においてダレスが、英国政府がオーストラリアとニュージーランドに「寛大な講和」を受け入れるように説得してくれるならば、即座にこの「太平洋協定」という考えを放棄する、と述べたことから確認できよう（Memo by Fearey, Feb 6, 1951, RJI/2-A-137）。

おわりに

以上の経緯から、東京会談において安全保障枠組みが再構築され、日本との間に「暫定的」な二国間協定が合意される過程において、米国は日本を含めたかたちで「太平洋協定」を実現するという所期の構想に固執する必要を失ったと結論づけることができる。そしてこれ以後米国は、東京会談で合意された新たな枠組みを前提として講和と安全保障をめぐる議論を展開することとなり、その意味で東京会談は、講和のみならず、米国のアジア太平洋地域の安全保障戦略にとって重要な転機となった。

東京会談の際にダレスが携えていた「太平洋協定」構想は、NSC六〇／一の論理に基づいて米軍駐留の権利を平和条

約によって確保することを前提としており、また日本を構成国に含む意義が再軍備のための国際的な枠組みを形成することにあつた点で、日本人感情に配慮しつつ米国の軍事的要件を満たすことを目的に立案されたハワードの構想とは大きく異なる性格のものであつた。したがつて、駐軍に関する規定を平和条約とは別途に取極める必要が生じた際に、ダレスの「太平洋協定」案は代替案たりえなかつた。一方、米軍駐留を可能とする取極めを国連憲章第五一条に基づくものとして日本との間に締結するには「相互性」の問題から日本に正式な再軍備を求める必要があつたが、米国内において再軍備に関する方針が固まっていなかつたうえに、英国の反対により再軍備を可能とする「装置」としての「太平洋協定」を提示し得ない状況にあつた。

それでもなお日本との間に合意がもたらされたのは、日本側が自ら、講和後における米軍駐留に「同意」する二国間取極めを締結する意思を示したことによるものであつた。新たな安全保障取極めを模索する最中に与えられた日本側の提案は、ダレスにとつて米国の軍事的要件を確保する絶好の材料として捉えられた。これにより米国は、日本側の意思を尊重するかたちで、駐留権の獲得に焦点を絞つた日米二国間協定を成立させることが可能となつた。さらにダレスはこの協定を「暫定的」な性格のものとするので、将来的な再軍備を方向づけるための一節を協定に盛り込みつつ、日本に対してはヴァンデンバーグ決議の論理を持ち出すことによつて日本側が可能と判断していた「集団的自衛の關係」の構築を拒絶した。こうした措置により、事前に考慮していた枠組みとは異なつたものになつたとはいへ、実質的には米国にとつて満足すべき合意がもたらされたのである。

新たな枠組みが成立したことにより、日本を含めた「太平洋協定」構想は対日講和の文脈においては姿を消すことになつた。これまでの議論から明らかなように米国の「太平洋協定」構想は、アジア太平洋地域において「集団防衛」体制を構築するという地域的安全保障の観点というよりも、むしろ対日講和を急ぐ米国が、米国の安全保障上の要請や「寛大な講和」の実現といった、状況に応じて必要な国際的正当性を確保するための「装置」として案出されたものであつた。した

がって、「太平洋協定」に拠らずとも米国の望む講和が実現可能であるならば、それに固執する必要は無かったのである。しかし一方で、この「太平洋協定」構想を立案する過程でハワードやダレスらが議論したアジア太平洋地域の包括的な安全保障体制というコンセプトは、一九五〇年代における米国のこの地域に対する戦略を方向づける役割を果たすことになる。

ダレスは東京滞在中に、日米二国間協定が将来的に拡大する可能性を示唆していたが、日米安保条約に加えて、ANZUS・米比条約が協議される過程において、それらがいずれも「一層包括的な安全保障体制を確立するまで」の暫定的な取極めであることが明記され、三条約の相互連関が強調された。このことは講和後をにらんで、「太平洋協定」が想定した枠組みによる安全保障体制の構築の可能性が考慮されていたことを意味しており、実際にこうした方針は、一九五〇年代における米国のアジア政策文書にも受け継がれていく。日本に対しても、一九六〇年の対日政策文書NSC六〇〇八一が「軍事問題に関する日本の考え方に重要な変化がない限り、地域的な安全保障の枠組みに日本が参加する可能性は低い」と述べるに至るまで、常にアジア太平洋地域における包括的な安全保障取極めの一員としての役割が考慮されることになる。^①

結果として、米国のアジア太平洋地域における安全保障戦略は、一九五〇年代の模索の時期を経て、二・三国間関係の個別的アプローチを重視した戦略へと転化し、定着する。しかし、包括的アプローチが頓挫し個別的アプローチを深化させるという戦後米国のアジア太平洋地域に対するコミットメントのダイナミズムを歴史的に理解するとき、対日講和に即して様々な思惑をはらみながらも、なおその枠組みにおいて包括的な安全保障体制を志向した国務省の「太平洋協定」構想をめぐる議論は有効な手がかりを提供するものであると評価できるだろう。

① “U.S. Policy toward Japan” (NSC6008/1), June 11, 1960.

FRUS, 1958-1960, XVIII, pp. 335-349

The “Pacific Pact” and the Peace Settlement with Japan :
The U.S. State Department’s Plans for Security Arrangements, 1949-51

by

HAMAI Kazufumi

The short-lived idea of a “Pacific Pact” represented the first attempt by the U.S. Government – or more correctly, the U.S. State Department – to establish a comprehensive security framework in the Asia-Pacific region. Conceived within the context of a peace settlement with Japan, the Pacific Pact was also a child of the Cold War. As envisioned, it was to incorporate Australia, Japan, New Zealand, Philippine, United States and possibly Indonesia.

Following the collapse of the United Nations’ collective security system, and within the context of subsequent efforts to realize regional collective defense systems as provided for by Article 51 of the U.N. Charter, various nations in the Asia-Pacific pushed for a U.S.-centered regional arrangement similar to that of NATO. For its part, the State Department saw the Pacific Pact as a solution to potential security problems arising from the forthcoming peace with Japan. In this way, the State Department sought through the Pacific Pact to realize an early and generous peace with Japan – which would in turn secure that nation’s western orientation – insofar as the Pacific Pact would ensure that U.S. security requirements in Japan were met. In other words, the actual establishment of a regional security system was not high on the State Department’s agenda. As a result, American enthusiasm for the Pacific Pact waned after the successful Japanese-American negotiations of early 1951 established the basis for post-occupation U.S.-Japan security relations. In the end, the U.S. concluded a number of individual security arrangements, including the U.S.-Japan Security Treaty, the ANZUS Treaty, and the U.S.-Philippine Mutual Defense Treaty.

This article examines microscopically the U.S. State Department’s designs for a security arrangement, within the context of its thinking regarding a peace settlement with Japan from 1949 to 1951. It focuses on the various proposals of the Special Assistant to Secretary of State John B. Howard and the Special Consultant to Secretary of State John Foster Dulles for a “Pacific Pact.” The aim of this article is to reveal the character of the “Pacific Pact,” which has hitherto

been considered an “elusive arrangement,” as well as to reveal the role played by the Japanese-American negotiations of 1951 in torpedoing the Pacific Pact. Finally, this article reconsiders the significance of the concept of the “Pacific Pact” as a part of American strategy toward the Asia-Pacific region in the 1950s.

La réorganisation de la fête décadaire en l’an III

par

YAMANAKA Satoshi

Pendant la Révolution, il y a eu plusieurs essais pour régénérer l’homme. En particulier, en l’an II (septembre 1793-septembre 1794), la déchristianisation, la fête de la Raison, le Calendrier républicain, le changement de la dénomination des places, la fête de l’Être suprême, etc., les essais caractéristiques ont eu lieu. Parmi ces essais, je m’intéresse plus particulièrement à la fête décadaire. Cette fête, créée en novembre 1793, avait lieu à chaque décade pour renforcer la mentalité républicaine. On dit que la fête n’était pas importante, car beaucoup de gens, qui s’obstinaient dans la pratique traditionnelle du catholicisme lui ont résisté. Mais, d’un autre point de vue, je la trouve très importante pour étudier *la Révolution des mœurs*.

Après l’an II, la Convention nationale a réorganisé cette fête en l’an III, donc je pense que cette réorganisation reflétait la relation mutuelle entre *les révolutionnaires* comme les fondateurs des nouvelles mœurs et *les gens du peuple* qui les ont adopté ou leur ont résisté à leur gré. Il me semble que cette relation est indispensable pour l’étude de la Révolution des mœurs. C’est pourquoi j’ai essayé d’examiner le caractère de la réorganisation en l’an III.

En l’an II, depuis la décision de la exécution, le public avait réservé un accueil froid à la fête décadaire. Après le rapport de Robespierre sur l’existence de l’Être suprême et l’immortalité de l’âme (floréal 18), il y a eu retentissement certain, mais il a été limitatif. *Les révolutionnaires* ont échoué l’élargissement de la fête décadaire, et la fête de l’Être suprême a été critiquée comme la conspiration contre-révolutionnaire de Robespierre.

Après le coup d’État du 9 thermidor, la Convention nationale a changé le